

令和5年9月6日  
四万十町役場にぎわい創出課

## 四万十町観光交流拠点施設整備計画（案）に関する意見募集について

本町では、高速道路延伸を見据え「道の駅めぐり窪川」の後背地に花をテーマとし、ここから町内観光資源への周遊を促す「四万十町観光交流拠点施設」を整備することとなりました。

この度、観光交流拠点施設整備計画（案）がまとまりましたので、広く町民の皆さまからご意見をいただきたく、以下の要領で意見を募集します。

### 記

#### 1 意見募集案件

『四万十町観光交流拠点施設整備計画（案）について』

#### 2 意見募集期間

令和5年10月10日（火）～令和5年10月31日（火）まで

#### 3 資料の閲覧方法

(1) 閲覧所による閲覧

- ① 本庁1階閲覧所
- ② 大正地域振興局1階閲覧所
- ③ 十和地域振興局1階閲覧所
- ④ 興津出張所閲覧所

(2) 町ホームページによる閲覧

<https://www.town.shimanto.lg.jp/>

#### 4 意見の提出方法

次の方法でご意見をお願いします。

(1) 意見箱による投函

閲覧所に備え付けの用紙に記入して、意見箱に直接投函してください。

(2) 電子メールの場合

[kanko@town.shimanto.lg.jp](mailto:kanko@town.shimanto.lg.jp) 宛てに送信

(3) 郵送の場合（送料はご負担ねがいます）

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16-17 四万十町役場にぎわい創出課あて

(4) F A X の場合

0880-22-3123

(5) 直接提出する場合

四万十町役場本庁西庁舎2階 にぎわい創出課へお越しください。

様式の指定はありませんが、住所、氏名、連絡先（電話番号）、意見の原案における該当ページを記入し、上のいずれかの方法で提出してください。

（電話での意見提出はお受けできませんので、あらかじめご了承ください）

## 5 注意事項

- (1) 募集する意見は、四万十町観光交流拠点施設整備計画（案）に関するものに限りません。
- (2) ご提出いただいたご意見は、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、原則公表となりますので、あらかじめご承知おき下さい。
- (3) ご意見中に、個人に関する情報で特定の個人が識別し得る情報がある場合及び法人等の財産権等を害する恐れがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- (4) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみご利用させていただきます。

## 6 お問い合わせ先

四万十町役場 にぎわい創出課 笹岡まで

電 話	0880-22-3281
F A X	0880-22-5040
Eメール	kanko@town.shimanto.lj.jp